

議案第六十六号

和解について

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月六日

提出者 港区長 武井雅昭

和解について

左記のとおり和解する。

記

- 一 件 名 損害賠償請求訴訟事件に係る和解
- 二 事件の要旨

平成十八年六月三日午後七時二十分頃、東京都港区芝一丁目八番二十三号に位置する港区が港区特定公共賃貸住宅条例（平成五年港区条例第二十六号）に基づき、設置し、管理する港区特定公共賃貸住宅シテイハイツ竹芝（以下「シテイハイツ竹芝」という。）の十二階において、当時高校二年生であった居住者の市川大輔氏が、シテイハイツ竹芝に設置された二基（四号機及び五号機）のエレベーターのうちの一基（五号機）のエレベーター（以下「本

件エレベーター」という。）のかごから降りようとしたところ、本件エレベーターの戸が開いたままの状態でかごが突然上昇し、かごの床面と乗降口の枠の上部との間に挟まれ、亡くなるという事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

本件事故に関し、市川大輔氏の遺族である原告は、市川大輔氏が亡くなったことによる逸失利益、慰謝料等二億五千万円を賠償すべき責任があるとして、シンドラーエレベーター株式会社、エス・イー・シーエレベーター株式会社、株式会社日本電力サービス、港区及び財団法人港区住宅公社（以下「被告ら」という。）に対して、平成二十年十二月十二日、連帯して当該金員を支払うことを請求する民事訴訟を提起した。（平成二〇年(ワ)第三六三七一号）

三 和解条項

訴訟手続の進行中、東京地方裁判所からの和解の勧告を踏まえて、原告及び被告らが協議した結果、原告と次のとおり和解することとする。

(一) 被告らは、本件エレベーターに関与した者として、何の落ち度もなく、わずか十六歳でこの世を去ることになった市川大輔とその遺族である原告の無念の思いを重く受け止め、本件エレベーターにおいて戸開走行事故が発生し、これによって市川大輔が亡くなったことについて、深く遺憾の意を表す。

(二) 被告らは、本件事故を教訓とし、戸開走行事故はひとたび発生すると利用者が挟まれ生命身体に危険を及ぼす重大事故につながるおそれがあることに改めて思いを致すとともに、

それぞれが置かれた立場から、その社会的・道義的責任を果たすべく、互いに協力し合つて、不断の意思をもってエレベーター事故の再発防止のために全力を挙げて取り組んでいくことを確約する。

(三) 被告シンドラーエレベーター株式会社は、日本国内で稼働しているシンドラー社製エレベーターの安全を維持するため、オーチス・エレベーターサービス株式会社に対し、次の事項を履行するものとする。

イ 日本国内のシンドラー社製エレベーターの保守、修理、改修の手順及び方法に関する情報ないしサービスの提供

ロ 日本国内のシンドラー社製エレベーターの調整手順及び方法に関する情報ないしサービスの提供

ハ 日本国内のシンドラー社製エレベーターのアップグレード指図

ニ オーチス・エレベーターサービス株式会社が、日本国内のシンドラー社製エレベーターを保守するために必要な資料、治工具、機材へのアクセスの提供

ホ 日本国内のシンドラー社製エレベーターを保守及び修理するために必要な部品へのアクセスの提供

(四) 被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は、次の事項を履行するものとする。

イ エレベーターの維持管理や点検に関する全ての法令及び国土交通省が平成二十八年二

月十九日に公表した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の内容を確認し、毎年社内に周知徹底する。

ロ 保守点検時にエレベーターの故障・不具合に対応した場合には、写真や実測データを付すなどして、不具合の状態が分かるような故障報告書を作成し、所有者又は管理者に提出する（ただし、軽微な不具合は除く。）。

ハ 保守点検員が必要な技術・知識を身につけるように継続的な教育を実施する。

ニ 保守点検業務を受託している既設のエレベーターについて戸開走行保護装置の設置状況を把握し、未設置の場合には、所有者・管理者に対して設置に関する検討を要請する。

ホ 自社製のエレベーターに関しては、戸開走行保護装置の更なる品質・機能性の向上を追求する。

ヘ 事故発生 of 通報受信時の確認事項及び初動体制・救助体制等を定めた社内マニュアルを整備し、手巻きハンドル等の救助装置の設置状況を確認する。

(五) 被告港区は、次の事項を履行するものとする。

イ 被告港区が所有又は管理するエレベーターの維持管理や点検に関する全ての法令及び国土交通省が平成二十八年二月十九日に公表した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の内容を確認し、毎年周知徹底する。

- ロ エレベーター事故の再発防止策に係る取組みについて原告との連携の強化を検討する。
- (六) 被告財団法人港区住宅公社を除く被告らは、原告に対し、連帯して、本件和解金として、相当額の支払義務があることを認め、これを平成二十九年十二月七日限り、所定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告らの負担とする。なお、港区は、四百万円を支払う。
- (七) 原告と被告らは、(六)の内容について、相当額の和解金が授受され、その一部で基金を構成したことを除くほか、正当な理由なく第三者に口外しないことを確約する。
- (八) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (九) 原告及び被告らは、原告と被告らとの間及び被告ら相互の間（ただし、被告エス・イー・シーエレベーター株式会社と被告港区との間を除く。）に、本件（六）による和解金の求償関係を含む。）に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(十) 訴訟費用は、各自の負担とする。

（説明）

損害賠償請求訴訟事件において、和解する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。